

【環境保全課における事前協議のポイント】

工事中及び建設後における公害について、近隣住民の理解を得た上で、十分対策がとられているかどうかを把握し、公害発生未然防止を図るために事前協議を行います。また、公害関係法令に該当する施設等の設置については法令に基づく届出が必要であるため、事前の内容把握を行います。

I 建設工事について

- ① 作業に伴う騒音振動の対策についてはどうか。重機類を用いない作業(例えば、資材の上げ下ろし等に伴うもの)による騒音についても、苦情のないように十分に気をつけて行ってください。
- ② 近隣住民に工程・作業内容等についてよく周知してあるかどうか。(周知されていない場合の苦情が多くみられます。)
- ③ 廃材等の屋外における焼却は行わないで下さい。
- ④ 土砂等の粉じん対策においても、散水をするなど配慮して下さい。
- ⑤ 臭気を発生する作業等(塗装、防水工事等)を行う際に、気象条件や時間帯に注意して作業するかどうか。

II 設置される機器設備について

- ① クーラー室外機及び音響機器等の騒音発生施設からの防音対策が十分かどうか。設置後に、騒音苦情が出るケースがあります。騒音の規制基準は、敷地境界における騒音値になります。また、用途地域と時間帯で基準が異なりますので、設置に際しては十分注意して下さい。
- ② ボイラーや冷温水発生機等ばい煙発生施設のばい煙対策が十分かどうか。
- ③ 排水設備における排水対策が十分かどうか。排水量により排水基準が異なります。

III 特定有害物質の使用状況等の記録の管理

特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所を設置している事業所は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例又は規則に定めるところにより、特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければなりません。

このような特定有害物質使用値を譲渡され、若しくは返還され、又は貸与された方は、今までの特定有害物質使用状況調査記録等を譲り受けておいて下さい。

(特定有害物質:カドミウム、シアン、有機燐、鉛、クロム、砒素、水銀、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、〈アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物〉以上26物質)

事前協議書 (一般用)

①2015年4月10日

藤 沢 市 長
(環 境 保 全 課)

住所 藤沢市朝日町1番地の1
②申請者 氏名 藤沢 太郎 印
TEL. 0466(25)××××

住所 藤沢市朝日町〇番地の〇
③代理者 氏名 朝日建築設計事務所 印
朝日 次郎
TEL.(担当者)0466(25)△△△△(朝日 次郎)

所在地	④藤沢市 朝日町1番地の1
用途地域	⑤ 商業地域
工事種別	⑥ <u>新築</u> ・増築・改築・用途変更・その他()
敷地面積	⑦ 600 m ²
建築面積	⑧ 2,000m ² ・延 m ² ・(既存) m ²
構造	⑨ 鉄骨造(ALC板100m/m)
階数	⑨地上 5階 ・ 地下 1階
工事期間(予定)	⑩ 2015年 6月 14日 ~ 2016年 1月 31日
申請区分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定開発事業 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 開発行為に関する事前協議 ■ 中高層建築物に関する事前協議 <input type="checkbox"/> 大規模建築物に関する事前協議 <input type="checkbox"/> 特定建築物に関する事前協議 ■ 開発事業 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 開発行為に関する事前協議 <input type="checkbox"/> 中高層建築物に関する事前協議 <input type="checkbox"/> 特定建築物に関する事前協議 <input type="checkbox"/> 特定共同住宅に関する事前協議
※ 事前協議書受付番号第 号	

注意 ① ※印の欄は記入しないで下さい。
② 申請区分欄には、該当する事前協議の種類のところへレ印を記入して下さい。

記入要領

- ① 環境保全課に事前協議書を提出する年月日を記入して下さい。
- ② 法人の場合は法人名及び代表者の氏名、個人の場合は個人名を記入し、それぞれ押印して下さい。
- ③ 代理人とは、一般的には建築設計を請負う法人等です。
- ④ 建設予定地の所在地を記入して下さい。
(「住居表示に関する法律」にいう住居番号を記入して下さい。)
- ⑤ 「都市計画法第8条第1項」に定められた所在地の用途地域を記入して下さい。
- ⑥ 申請建築物が新築・増築・その他の別を○で囲んで下さい。
- ⑦ 申請建築物が建つ予定の敷地面積を記入して下さい。
- ⑧ 増築の場合は、(既存)の欄に既設建築物の面積も記入して下さい。
- ⑨ 申請建築物の構造と階数を記入して下さい。
- ⑩ 申請建築物の工事着手日から竣工日(引渡し)までの期間を記入して下さい。
- ⑪ 申請建築物の事前協議が該当する区分欄にレ点を記入して下さい。

建 築 物 概 要 書

名 称	① (仮称) 朝日町藤沢マンション		
内 容(具体的に)	② 地下1階 駐車場 1階 貸店舗(業種未定) 300㎡ 2階 貸事務所(業種未定) 300㎡ 3階 共同住宅(3LDK、2戸) 300㎡ 4階 共同住宅(3LDK、2戸) 300㎡ 5階 住宅(自己使用5LDK、1戸) 150㎡		
住 居	店 舗	事 務 所	そ の 他
DK	面 積		
3LDK 4 5LDK 1戸	③ 750 m ²	④ 300 m ²	⑤ 300 m ² ⑥ 0 m ²
営業時間 ⑦	業種未定 時から 時まで	担当者名 (課・TEL.)	⑧
人 員 60人 ⑨ (内訳) 3.5人×4戸=14人 300㎡×0.06=18人 5人×1戸=5人 300 m ² ×0.075=23人	⑩ 用 水 量	⑪ 排 水 量	
	25 m/日	25 m/日	
排 出 先⑫	<input checked="" type="checkbox"/> 公共用水域 <input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> その他()		
設置予定 機器設備 ⑬	施 設 名	能 力	台 数
	空調機	1F 店舗用 7.5kw	1
	"	2F 事務所 5.5kw	1
	排煙機(送風機)	BF1 地下駐車場 2.2kw	1
	ボイラー	1F機械室伝熱面積9.7㎡ パーナー能力90Nm ³ /h	1

[建築物概要書]

- ① 申請建築物の名称（仮称でもよい）を記入して下さい。
- ② 建屋の階層別に使用内容（用途）を具体的に記入する。店舗等については、業種も具体的に記入し、店舗ごとに店舗概要書に記入して下さい。協議書提出時に店舗未定の場合は決まり次第、店舗概要書を提出して下さい。
- ③ 共同住宅については、全戸の総占有面積を記入して下さい。
- ④ 店舗の占有面積を1店舗ごとに記入して下さい。
- ⑤ 事務所の占有面積を1事業所ごとに記入して下さい。
- ⑥ 住宅・共同住宅・店舗・事務所以外の用途の場合はこの欄に記入して下さい。
- ⑦ 店舗・事務所等における営業時間を記入して下さい。
- ⑧ 申請建築物が工場の場合には、工場担当者名を記入して下さい。
- ⑨ 申請建築物に合併浄化槽が設置される場合は、人槽算定の人員を記入して下さい。
- ⑩ ⑪ 用水量及び排水量は、確定した基準はありませんが、浄化槽の構造基準解説書に用途別の排水量が記載されていますので、参考にして下さい。
- ⑫ 汚水等の排出先が公共用水域又は公共下水道に接続か、浸透式かの別を区分欄にレ点を記入して下さい。
- ⑬ 公害法令の届出対象外の機器設備にあっても、すべて記入して下さい。機器が多い場合には、別添で一覧表を添付して下さい。

公害安全対策計画書

項 目	公害に対する具体的対策について		
1 工事中の騒音・振動対策について	①杭打ちについてはオーガー併用の低騒音型重機を使用。 工事中の騒音については近隣に迷惑のかからないように十分注意します。 住民への周知を十分にします。		
2 騒音	空調機の騒音対策	②室外機は、屋上中央部に設置します。また、周りに防音壁(別紙図面のとおり)を設け、騒音の影響ないようにします。室外機、敷地境界での騒音値は別紙のとおり。	
	音響機器の騒音対策	③室内に防音工事を施し、近隣への影響がないようにします。	
	その他の発生施設等騒音対策	④店舗が未定ですが、騒音対策が必要な場合は問題のないように対策します。また、駐車場内でのアイドリングストップの徹底周知をします。	
3 振動発生施設の振動対策	⑤該当ありません。		
4 排煙	ボイラーについて ⑥	燃料 都市ガス 伝熱面積 9.7㎡ 用途 <input type="checkbox"/> 暖房用	燃料中の硫黄分 0.00% バーナーの燃焼能力 90/h ■その他(給湯用)
	その他の発生施設等ばい煙対策	⑦該当ありません。	
5 排水	公共下水道	<input type="checkbox"/> 公共下水道に接続	
	生活系 ⑧排水対策	■合併処理浄化槽 <input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽 <input type="checkbox"/> その他() 浄化槽の人槽 100人槽 放流水水質 BOD 30 mg/ℓ・SS 60mg/ℓ以下 <input type="checkbox"/> 雑排水対策	
	工程系排水対策	⑨該当ありません。	
6 臭気	厨房からの臭気対策	⑩現在、店舗が未定ですが、悪臭を発生する店が入る場合は、責任を持ってダクト等の臭気対策をし、問題ないようにします。	
	その他(施設等の臭気対策)	⑪建設中の防水工事でアスファルトを使用する際や塗装時には、風向き・時間帯等に十分注意して、近隣に迷惑のかからないようにします。	
7 現場の状況	⑫現況は、○△産業株式会社になっています。		
8 計画予定地における過去の特定有害物質使用の有無及び今後の使用予定 ⑬	(○×産業に確認しましたが、特定有害物質の使用はありませんでした。) 使用(有り・予定) (使用物質:) (用途:) (土壌・地下水汚染調査:) (使用状況の記録:)		

[公害安全対策計画書]

- ① 建設工事中における重機類や作業から発生する騒音や振動の具体的な対策及び周辺住民への周知等、近隣に迷惑がかからないよう注意して実施すること。また、騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業を行う場合は、別途、**実施の7日前まで**に届出が必要になります。
- ② 室外機の騒音対策として、設置場所から直近の敷地境界までの距離減衰や、具体的な防音対策（防音壁や消音チャンバーの設置等）について記入して下さい。事業所に係る規制基準値は、用途地域及び稼働時間帯により異なりますので、資料として敷地境界における騒音の予測値を算定して添付して下さい。（以下③④⑤同じ）
- ③ 音響機器として、カラオケやジュークボックス及び有線放送等の使用の有無を記入し、使用する場合は、具体的な防音対策を記入して下さい。サービス業等を営まれる場合には、屋外の外部騒音についても配慮して下さい。
- ④ 空調用室外機や音響機器以外に騒音を発生させる機器（せん断機・プレス機等）が設置される場合には、具体的な防音対策を記入して下さい。また、駐車面積500㎡、駐車台数約33台以上の駐車場管理者の責務として、駐車場内でのアイドリング・ストップの周知が義務づけられています。（神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下、県条例））。
- ⑤ ④と同様に振動発生施設について記入して下さい。
- ⑥ ボイラーや冷温水発生機が設置される場合には、燃料の種類・伝熱面積・バーナーの燃焼能力等を記入して下さい。
- ⑦ ボイラーや冷温水発生機以外でも、ばい煙が発生する機器設備（例えば、廃棄物焼却炉）が設置される場合には、具体的な対策を記入して下さい。
なお、焼却炉については県条例等で定める構造基準に適合したものしか設置できません。
- ⑧ 合併処理浄化槽の人槽、放流水質等を記入してください。
- ⑨ 生活系排水以外の排水がある場合は、排水処理施設の内容等を記入してください。
また、**排水系統図**を添付してください。
- ⑩ 店舗（厨房）等臭気を発生するおそれのある施設がある場合には、具体的な臭気対策を記入してください。（例：屋上までダクトを立ちあげます。）
- ⑪ 厨房以外に臭気を発生する施設等が設置される場合には、この欄に具体的な対策を記入してください。
- ⑫ さら地・住宅等の現況を記入して下さい。（自社の土地利用の場合を含みます。）
- ⑬ 計画予定地において、県条例に規定されている特定有害物質（【環境保全課における事前協議のポイント】の「Ⅲ特定有害物質の使用状況等の記録管理」参照）を使用していたかどうか確認し、使用していた場合は、「使用物質」「用途」「土壌・地下水汚染調査」「使

用状況の記録」の項目を、これから特定有害物質を使用する予定がある場合には、「使用物質」「用途」の項目を記入して下さい。

特定有害物質を使用していない場合は、「事業所に確認したが、使用していない。」等記入して下さい。

特定有害物質使用地の場合、特定有害物質管理者「土地所有者、地上権所有者又は賃借人」は、特定有害物質使用状況調査記録等を譲渡先又は賃借人へ交付しなければなりません。

(県条例59条第2項)

また、特定有害物質使用地の場合、県条例第60条に基づく届出(「特定有害物質使用地に係る土地区画形質の変更等届出書」等)をして下さい。

【神奈川県生活環境の保全等に関する条例】(抜粋)

第60条 事業者は、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは、土地の区画形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の届出を行った事業者は、当該土地の区画形質の変更を実施する前に、規則で定めるところにより、特定有害物質使用地における特定有害物質による汚染状況に係る調査を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による調査を実施した事業者は、特定有害物質使用地の土壌が規則で定められる土壌汚染に係る基準に適合していないことが確認されたときには、当該土地の区画形質の変更に伴う当該汚染された土壌に起因する公害を防止するために必要な計画(以下「特定有害物質使用地公害防止計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による特定有害物質使用地公害防止計画を作成した事業者は、当該特定有害物質使用地公害防止計画を誠実に実施し、当該特定有害物質使用地公害防止計画を完了したときには、その結果を知事に報告しなければならない。

店 舗 概 要 報 告 書

① 2015年 9月 6日

藤 沢 市 長
(環 境 保 全 課)

住所 藤沢市辻堂西海岸〇-〇-〇
② 事業者 氏名 甲乙 丙丁 印
TEL. 0466(34)××××

店舗の業種及び内容が、次のとおり決定しましたので報告いたします。

所在地	③藤沢市 朝日町1番地1			
建築物の名称	④朝日町藤沢マンション			
設計担当者(住所・社名・TEL・担当者名)	⑤藤沢市朝日町〇番地の〇 朝日建築設計事務所 朝日 次郎 Tel.0466(25)△△△△			
店 舗	所有区分	⑥ 自 己 営 業 ・ 貸 店 舗		
	店 名	〇△コンビニエンスストア		
	業 種	各種食料品小売業	営業時間	⑦0～24時
	営業開始年月日	2016年2月7日	階 数	⑧1階
	責任者名 (連絡先)	⑨藤沢市辻堂西海岸〇-〇-〇 甲乙 丙丁 Tel. 0466(34)××××		
	騒音対策 (具体的に)	⑩店舗に設置される空調用室外機の対策は、協議書のとおりです。その他の設備は、騒音の問題はありません また、お客様の出入り等における外部騒音については、従業員が常に気を付けるとともに、看板を設置して、万一苦情がでた場合は、誠意を持って対応します。		
臭気・排煙対策 (具体的に)	⑪該当する設備・作業等はありません。			

* 機器設備の配置図やカタログ等も添付して下さい。

提出先 藤沢市役所環境保全課
TEL.0466(50)3519

[店舗概要報告書について]

- ① 実際に環境保全課に報告書を提出する年月日を記入して下さい。
- ② 店舗等を営業する事業者で、法人の場合は法人の所在地及び名称並びに代表者名と印、個人の場合は所在地及び個人名と印を押印して下さい。
- ③ 申請建築物の所在地を記入して下さい。
- ④ 店舗の入る申請建築物の名称（仮称でもよい）を記入して下さい。
- ⑤ 事前協議書の代理人（建築設計事務所等）と同じ。
- ⑥ 該当する所有区分に○で囲んで下さい。
- ⑦ 始めと終わりの時刻を記入して下さい。県条例の騒音の規制基準は、用途地域及び時間帯によって、基準値が異なりますので注意して下さい。
- ⑧ 入店する建築物の階数を記入して下さい
- ⑨ 店舗における責任者の連絡先を記入して下さい。
- ⑩ 店内における音響機器その他の騒音対策について、規制基準を考慮して、最大値が基準以内になるように具体的な対策を記入して下さい。
- ⑪ 店内における調理等に伴う臭気や煙の対策について、図面を用いて具体的に記入して下さい。

《県条例の飲食店営業騒音に関する規制基準》（抜粋）

単位：デシベル

用途地域	時間帯			
	午前8時～ 午後6時	午前6時～午前8時 午後6時～午後11時	午後11時～ 午前0時	午前0時～ 午前6時
第一種・二種(低層/中高層) 住居専用	50	45	音響機器の 使用時間制限	営業時間の 制限
第一種・二種住居・準住居 用途の定めなし	55	50		音響機器の 使用時間制限 外部騒音の 防止
近隣商業	65	60		
商業・準工業	65	60	50	50 外部騒音の防止
工業	70	65	55	55 外部騒音の防止

第1種・第2種低層(中高層)住居専用地域、第1・2種住居専用地域、準住居地域、近隣商業地域などで飲食店営業をされる方は、午後11時から午前6時までの間、音響機器を使用し、又は使用させることを控えて下さい。（飲食店内の音響機器から発生する音が外部に漏れない防音措置を講じた場合を除く）

事前協議書添付書類

1 事前協議書のうしろに次の書類を添付して下さい。

- ① 案内図(できるだけわかりやすく周辺状況のわかるもの)
- ② 配置図(設置する機器設備の配置をわかりやすく記入して下さい)
- ③ 各階平面図
- ④ 立面図
- ⑤ 建築物の壁材や厚みがわかる図面(断面図や立面図等に記載でも可)
- ⑥ 排水系統図
- ⑦ 作業工程図(工場のみ)
- ⑧ 設置する機器設備の内容(機種・能力、騒音値)がわかるカタログ等
- ⑨ 設計計算書又は設計仕様書(防音施設や排水処理施設等の公害防止施設を設置する場合)
- ⑩ 開発業務課への「事前協議申込書」の表紙の写し(表紙のみ)

2 手続きについて

- ① 提出部数

正・副2部(複本はコピー可)

- ② 期間

事前協議書が受理されてから協議終結まで通常一週間程度の期間を必要とします。

(ただし不足書類がある場合はこの限りではありません。)

なお、防音対策や排水対策等の指導の必要を認めた場合には、その都度協議します。

〈連絡先〉 藤沢市役所環境部環境保全課

(TEL) 0466(50)3519